

## 議第159号

## 関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号総務大臣許可）を次のように変更することにつき、同法第291条の11の規定に基づき、議決を求める。

第4条第1項第3号イを次のように改める。

イ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第4条第1項及び第2項に規定する協議会の組織に関する事務

第4条第2項中「、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を削り、「同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）」を「同項第3号ア」に改める。

第8条中「39人」を「40人」に改める。

別表総務費の部を次のように改める。

総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5

第4条第1項第3号イからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5（第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、総務大臣の許可のあつた日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。
  - (1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）
  - (2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。